

失業者の退職手当について

1 制度の趣旨

雇用保険法との関連で設けられたものであり、地方公務員が退職した場合において求職の意思があるときに、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときは、その差額分を「失業者の退職手当」として、受給資格期間（原則、退職後1年経過日まで）のうち、失業の認定を受けた日について、県が支給するものです。

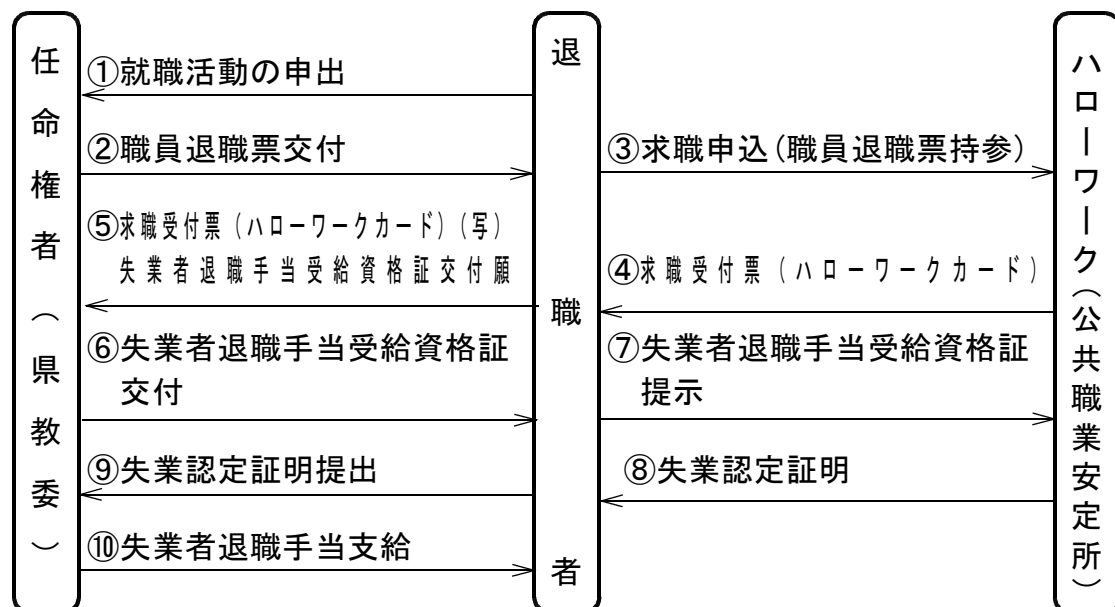
2 支給要件（基本手当）

次の条件をすべて満たす場合に支給します。

- ・勤続期間が12月以上（常勤者）で退職した職員であること。
- ・退職の日の翌日から起算して1年の期間内に「失業」していること。
- ・一般の退職手当の額が、雇用保険法の失業等給付の基本手当相当額に満たないこと。

なお、「失業」とは、退職後、積極的に就職しようとする意思があり、いつでも就職でき、現在職を探しているが就職できない状態にあることをいいます。したがって、単に働いていないという状態は「失業」には当たりません。

3 請求手続



※初回の失業認定日以降も失業の状態にある場合は、⑦～⑩の繰り返し。

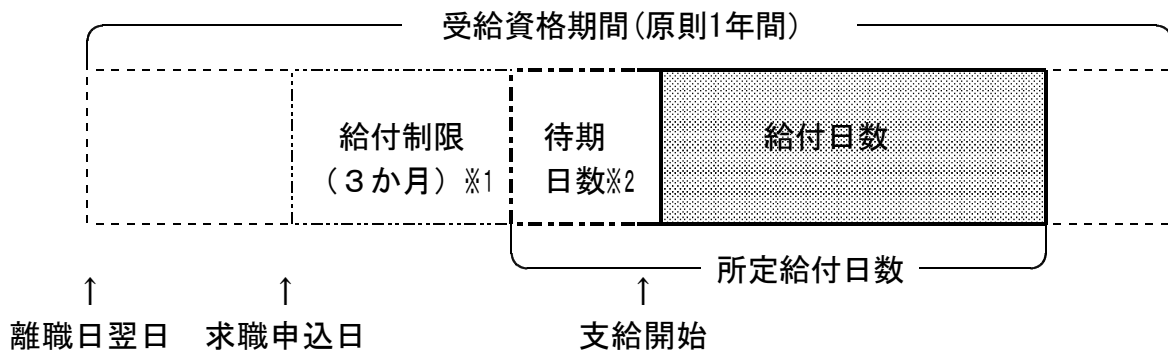
給付は、1月毎に請求、支給。

※退職後、職員退職票交付（②）までにハローワークに求職申込みをしていただいてかまいません。退職後に最初にハローワークで求職申込みをした日を控えておいてください。

4 支給開始時期

待期日数を経過した後、失業認定を受けた日について支給されます。

なお、自己都合による退職又は自己の責任による重大な理由により解雇された場合は、まず給付制限期間を経過した後、さらに待期日数を経過した後に支給開始となります。



※1 令和2年10月1日以降の自己都合退職の場合は、原則2か月

※2 退職時に受給した一般の退職手当の額÷基本手当日額(1未満の端数切捨て)

5 基本手当に相当する退職手当の計算方法等について

(1) 受給資格期間

原則として、退職日の翌日から1年間

(2) 算出方法

(1)の期間に、失業の認定を受けた場合は、(3)の給付日数を限度として雇用保険法の基本手当に相当する退職手当を支給します。

$$\text{基本手当相当の退職手当額} = \text{基本手当日額 (注1)} \times \text{失業認定日数 (注2)}$$

(注1) 退職の月前における最後の6月(月の末日に退職した場合は、その月及び前5月)に支払われた給与の総額を180で除して「賃金日額」を算出し、この「賃金日額」に厚生労働省令で定める率(賃金日額、退職時の年齢により45～80/100の範囲)を乗じて得た金額(上限あり)

(注2) 退職した者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所が認定した失業日数((3)の基本手当の給付日数が限度)

(3) 給付日数

$$\text{基本手当相当の給付日数} = \text{〔表〕の所定給付日数} - \text{待期日数 (注3)}$$

(注3) 退職時に受給した一般の退職手当の額÷基本手当日額
(1未満の端数切捨て)

【表】基本手当の所定給付日数

(定年退職・自己都合及び任用期間満了による場合)

基準勤続期間	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

(就職困難者※(障がい者等)の場合)

基準勤続期間 年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

※就職困難者(受給資格決定時に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等を交付されている者)に該当する場合は、所定給付日数に関して一定の措置を受けられる可能性があります。

※失業者の退職手当は、退職の日の翌日から起算して、原則1年の期間内に限り支給されますが、疾病、負傷、妊娠、出産、育児等により職業に就くことができない場合には、期間を延長できる場合もありますので、御連絡ください。

※事業開始等による失業者の退職手当の受給期間に算入しない特例について
令和4年7月1日以降に事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例があります。これによって、仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって失業者の退職手当を受給することが可能になります。

特例申請を希望される場合は、御連絡ください。

(事業を開始等した日の翌日から原則2か月以内に申請が必要です。)

○特例申請の要件 <次の①～⑤の全てを満たす事業であること>

- ①事業の実施期間が30日以上であること。
- ②「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。

※次のいずれかの場合は④に該当します。

- ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。

・登記事項証明書，開業届の写し，事業許可証等の客観的資料で，事業の開始，事業内容と事業所の実在が確認できること。

⑤離職日の翌日以後に開始した事業であること。

※離職日以前に当該事業を開始し，離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

○特例申請の手続き

◆対象者

離職日の翌日以降に

{	・事業を開始した方
	・事業に専念し始めた方
	・事業の準備に専念し始めた方

◆特例の申請期間

<table border="0"><tr><td>・事業を開始した日</td></tr><tr><td>・事業に専念し始めた日</td></tr><tr><td>・事業の準備に専念し始めた日</td></tr></table>	・事業を開始した日	・事業に専念し始めた日	・事業の準備に専念し始めた日	} の翌日から2か月以内
・事業を開始した日				
・事業に専念し始めた日				
・事業の準備に専念し始めた日				

6 その他の失業者の退職手当の種類

「基本手当」以外の失業者の退職手当については、次のようなものがあります。それぞれ要件がありますので、該当すると思われる場合は、福利厚生課退職手当・公災担当までお問い合わせください。

ア 高年齢求職者給付金

65歳を越えて引き続き雇用されている職員が退職し、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態である場合

イ 特例一時金

短期雇用（雇用期間1年未満）を常態とするである職員が退職し、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態である場合

ウ 技能習得手当

公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練等を受講する場合

エ 寄宿手当

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その者に生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿をする場合

オ 傷病手当

求職の申し込みをした後に傷病により就業できない場合

カ 就業促進手当

① 再就職手当

安定した職業に再就職（事業開始）した場合で、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上ある場合

② 就業促進定着手当

①の支給を受けた者で、6か月間再就職先に定着することを条件に、再就職後の賃金が離職前賃金と比べて低下した場合

③ 就業手当

再就職手当の対象とならない職に再就職（事業開始）した場合で、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上ある場合

④ 常用就職支度手当

障害がある等で就職が困難な者が安定した職業に就いた場合で、基本手当の支給残日数が定給付日数の3分の1未満である場合

キ 移転費

公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するため住所又は居所を変更する場合

ク 求職活動支援費

公共職業安定所の紹介により行う求職活動において費用が生じた場合

事務手続について

- 1 「失業者の退職手当」の受給を希望する旨、福利厚生課に連絡してください。
- 2 「失業者の退職手当」に該当する場合は、「退職票」を発行します。
退職後、住所（居所）を所管する公共職業安定所（ハローワーク）に出向き、求職の申込みをしてください。申込みをしたら、その事実が証明できる資料（ハローワークカードのコピー）を添付して「失業者退職手当受給資格証交付願」を徳島県教育委員会事務局福利厚生課に提出してください。
提出され次第、「失業者退職手当受給資格証」を交付します。
（「失業者退職手当受給資格証交付願」の様式は、退職票送付時に同封します）
※退職後、職員退職票発行までにハローワークに求職申込みをしていただいてください。退職後に最初にハローワークで求職申込みをした日を控えておいてください。
- 3 求職の申込みをした後、給付制限・待期日数期間を経過し、なお失業している場合は、職員の退職手当に関する条例による失業者の退職手当が支給されますので、「失業認定申告書」及び「証明願」（受給資格証交付の際に様式を同封）を各支給期ごとに所管のハローワークに持参し、失業中であることの証明を受けた後、1の「失業者退職手当受給資格証」とともに福利厚生課へ提出してください。
- 4 失業者の退職手当は、原則として月1回、その前月末までに失業の認定を受けた日数分を支給します。
- 5 求職の意思がなければ、失業者の退職手当は支給されません。
- 6 失業者の退職手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間（認定対象期間。原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間（1か月））中に、原則として2回以上（基本手当の支給に係る最初の認定日における認定対象期間中は1回）の求職活動の実績が必要となります。
ここでいう求職活動の範囲（主なもの）は、次のとおりであり、単なる新聞、インターネットなどでの求人情報の閲覧、単なる知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません。
 - (1) 求人への応募
 - (2) ハローワークが行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、各種講習・セミナーの受講など
 - (3) 許可・届出のある民間機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関）が行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、求職活動方法を指導するセミナー等の受講など
 - (4) 公的機関等（高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が実施する職業相談等を受けたこと、各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加など
 - (5) 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験
※給付制限期間がある場合、給付制限期間中は失業者の退職手当は支給されませんが、この期間とその直後の認定対象期間を合わせた期間については、原則として3回以上の求職活動の実績が必要となります。
- 7 受給期間において、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例がありますので、事業を開始等した場合は、事業を開始等した日の翌日から原則2か月以内に福利厚生課まで御相談ください。